

第3次富田林市総合計画

附属資料

〈用語説明〉

P 39 セミナーハウス

教授などの指導により、学生が共同で研究する大学等の施設。

P 50 重要伝統的建造物群保存地区

まわりの環境と一体となって、地域の特色ある建物が歴史的な町並みとしてよく残っている町のうち、その価値が特に高いものとして文部大臣が選定する地区。

P 58 そ族・衛生害虫

人間の健康または生活環境を害するねずみや昆虫、ダニ類。

P 61 救急救命士

救急車が現場から病院に到着するまでの間、医師の指示のもとで緊急的医療行為を行い、患者の救命にあたるための国家資格をもった者。

P 83 地下鉄2号線

平成元年5月の運輸政策審議会の答申で、現在の地下鉄谷町線の富田林方面への延伸について今後検討すべきと位置付けられている。

P 86 コミュニティ放送

ひとつの市町村を単位とした小規模なFM放送のことで、地域に密着したきめ細かい情報の提供が可能な放送。

P 87 耐震性飲料水兼用防火水槽

耐震型の防火水槽であるが、震災時には飲料水としても利用できるよう特殊な工夫がされた防火水槽のこと。

P 94 生産緑地

生産緑地法に基づく市街化区域内にあって、30年以上農業継続の意思のある所有者の農地。指定されない農地(宅地化農地)は宅地並の課税となっている。平成8年3月末現在、本市では341地区、約80.59haが生産緑地に指定されている。

P98 小型合併処理浄化槽

し尿だけでなく台所や風呂などの生活排水も一緒に処理する浄化槽のこと。

P101 大阪湾における廃棄物最終処分場

近畿2府4県171市町村において生じた廃棄物の適正な海面埋め立てによる処理を行うため進められている廃棄物最終処分場で、尼崎沖と泉大津沖埋立処分場がある。

P113 河内ふるさとのみち

南河内地域の豊かな歴史的環境・自然環境を生かし、ふれあいの場やレクリエーションの場として南河内地域広域行政推進協議会が昭和59年に設定した南河内をめぐる散策ルートで、その総延長は約150km。

P121 環境アセスメント

環境評価という意味。日本では特に環境アセスメントの語が一般化したことからアセスメントが環境アセスメントをさすことが多い。

P131 商業共同施設

小売市場や商店等が共同で環境整備のため設置するアーケード（屋根のような覆いを付けた通路）や街路灯、冷房装置など。

P135 都市型先端産業

都市に立地することが有利で適切だとされる産業のこと。高付加価値、非公害型を特徴とし、出版、印刷、研究開発、情報関連などの産業がこの例である。

富企第82号

平成7年2月20日

富田林市総合計画審議会

会長 木村進 殿

富田林市長 内田次郎

第3次富田林市総合計画基本構想ならびに基本計画の策定について（諮問）

標記の件について貴審議会に対し、以下の理由を添えて諮問いたしますのでよろしくお願いいたします。

(理由)

本市では昭和61年3月に策定した第2次総合計画に基づき計画的な施策を推進してきた結果、公共施設の整備水準が大阪府下において最高水準に達するとともに、人口の増加も続き、風格を備えた中堅都市として順調に発展してきました。21世紀を目前に控えた現在、市民の価値観の多様化、高齢化社会の進展、国際化・情報化の進展、社会経済環境の変化に伴って、単なる快適性、利便性の追求に加え生きがいや、ゆとりを実感できる生活が望まれるなど、住民ニーズはますます高度化、多様化してきています。激変する時代であるからこそ今まで以上の個性的で魅力ある都市造りを先導するような政策が求められているといえます。このような状況に対応するため、第2次総合計画が平成7年度でその期間を終了するところから、市民の財産である数多くの公共施設を効果的に活用し、高齢化問題に代表される保健福祉施策、地理的な環境条件を生かした産業振興と自然財産の活用、教育環境の充実など人のつながりを大切にした新しい、本市まちづくりの指針となるべく、第3次総合計画の策定が必要となっています。

平成7年11月30日

富田林市長 内田次郎 殿

富田林市総合計画審議会
会長 木村 進

第3次富田林市総合計画基本構想について（答申）

平成7年2月20日付富企第82号により諮問を受けました第3次富田林市総合計画の策定について、当審議会は慎重に審議し基本構想を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本構想の実現にあたっては、市民および関係機関の協力を得て、その目標達成のため、最大の努力をされるよう申し添えます。

平成 8 年 5 月 22 日

富田林市長 内 田 次 郎 殿

富田林市総合計画審議会
会長 木 村 進

第 3 次富田林市総合計画基本計画について（答申）

平成 7 年 2 月 20 日付富企第 82 号により諸問を受けました第 3 次富田林市総合計画の策定について、当審議会で基本計画を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、基本計画の実現にあたっては、市民および関係機関の協力を得て、その目標達成のため、最大の努力をされるよう申し添えます。

○富田林市総合計画審議会規則

〔 昭和43年7月17日
規則第10号 〕

最近改正 平成7年10月17日規則第45号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和38年富田林市条例第19号）第3条の規定に基づき、富田林市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 市議会議員 | 9人 |
| (2) 学識経験を有する者 | 5人 |
| (3) 市民 | 7人 |
| (4) 市の職員 | 2人 |

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号及び第4号にかかる者に該当するものとして委嘱又は任命された委員が当該各号にかかる職を失った場合には、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選による。

(参与及び幹事)

第8条 総合計画に関する事務に参画させるため、審議会に参与及び幹事を置くことができる。

2 参与は、会長の命を受けてその所掌する事務を行い、幹事は、参与を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課で行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。

■総合計画審議会委員

| 区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|------|-------|-----------------------|--------|
| 議会 | 浦野作治郎 | 富田林市議會議長 | |
| | 大西剛 | 富田林市議會副議長 | |
| | 多田利喜 | 富田林市議會議員 | |
| | 徳山博一 | 富田林市議會議員 | 小委員會委員 |
| | 永原康臣 | 富田林市議會議員 | 小委員會委員 |
| | 奥田良久 | 富田林市議會議員 | 小委員會委員 |
| | 中島繁男 | 富田林市議會議員 | |
| | 山本平八郎 | 富田林市議會議員 | 小委員會委員 |
| | 壺井久雄 | 富田林市議會議員 | 小委員會委員 |
| 学識経験 | ○大槻武男 | 富田林市医師会長 | 小委員會委員 |
| | ○木村進 | 会社役員 | 小委員會委員 |
| | 谷和夫 | 団体役員・富田林市都市計画審議会会长 | |
| | 古橋エツ子 | 花園大学社会福祉学部教授 | 小委員會委員 |
| | 吉田克忠 | 前助役 | 小委員會委員 |
| 市民代表 | 奥谷在久 | 会社役員・富田林市特別土地保有税審議会会长 | |
| | 金谷一彦 | 会社役員・富田林商工会会長 | |
| | 木口茂彌 | 富田林市農業協同組合副組合長 | 小委員會委員 |
| | 土井魏 | 団体役員・富田林市文化振興事業団理事 | |
| | 堀井太造 | 富田林市体育協会会长 | 小委員會委員 |
| | 山本恵美 | 行政相談員 | |
| | 米田重治 | 富田林市町総代会副会長 | |
| 職員 | 吉川一 | 市助役 | |
| | 松浦隆次 | 市助役 | 小委員會委員 |

○会長 ○副会長

総合計画審議会前委員

| | 氏名 | 所属等(選任時) |
|----|------|----------|
| 議会 | 川口久二 | 富田林市議會議長 |
| | 松尾福寿 | 富田林市議會議員 |
| | 山岡清司 | 富田林市議會議員 |
| | 川谷清 | 富田林市議會議員 |
| | 菊井幸雄 | 富田林市議會議員 |
| | 有川功 | 富田林市議會議員 |

○富田林市総合計画委員会規則

〔昭和43年6月26日
規則第7号〕

最近改正 平成7年5月11日規則第24号

(委員会の設置)

第1条 本市の基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を円滑に策定するため、富田林市総合計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画策定の基本方針案の決定に関すること。
- (2) 総合計画策定要領の決定に関すること。
- (3) 総合計画案の作成及び総合調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画案の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、助役、収入役、教育長及び参与並びに各部長級職員をもって組織し、市長が任命する。

2 前項の委員に事故あるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は総合計画策定までとする。

2 前条第1項の委員がその職を失った場合においては、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、会長に助役を、副会長に会長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(部会等)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるために部会等の組織を置くことができる。

(資料要求等)

第8条 委員会又は部会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画課で行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が定める。

■総合計画委員会委員

| 氏名 | 職名 | 氏名 | 職名 |
|-------|----------------|-------|--------|
| 吉川 一 | 助役 | 浅岡 春男 | 建設部理事 |
| 松浦 隆次 | 助役 | 廣野 忠義 | 下水道部長 |
| 北野喜久男 | 収入役 | 杉山 清 | 同和対策部長 |
| 塚本 文男 | 参与 | 沖田 誠一 | 産業部長 |
| 清水 富夫 | 教育長 | 岡田 秀一 | 産業部理事 |
| 松本 光男 | 市長公室長 | 江口 慧 | 教育総務部長 |
| 松井 義明 | 市長公室理事 | 坂本 龍男 | 社会教育部長 |
| 花岡 義弘 | 総務部長 | 松浦 弘司 | 学校教育部長 |
| 楠本 紀夫 | 市民生活部長 | 辻 浩 | 議会事務局長 |
| 田口 謙治 | 保健福祉部長 | 北浦 忠 | 消防長 |
| 越智 孝 | 保険福祉部理事兼福祉事務所長 | 新田 要 | 消防本部理事 |
| 國田 泰一 | 建設部長 | 伊庭 福夫 | 水道局長 |

総合計画委員会前委員

| 氏名 | 職名(選任当時) |
|--------|----------|
| 仲野 二三一 | 収入役 |
| 花岡 主祐 | 水道局長 |

■総合計画策定経過

| 年月日 | 内 容 |
|------------------|-------------------------------------|
| 平成6年 3月 | 市民及び職員意向調査実施 |
| 7月 | 総合計画についての各課ヒアリング |
| 平成7年 2月20日 | 第1回総合計画審議会開催(諮詢) |
| 4月28日 | 総合計画審議会委員市内公共施設見学会 |
| 5月23日 | 第1回総合計画委員会開催(基本構想骨格素案の作成) |
| 5月29日 | 第2回総合計画審議会開催(基本構想の骨格について) |
| 6月20日 | 第2回総合計画委員会開催(基本構想素案の検討) |
| 7月 5日 | 第3回総合計画委員会開催(構想素案に対する各課意見の検討) |
| 8月11日 | 第4回総合計画委員会開催(構想素案に対する意見と基本計画素案の検討) |
| 8月21日 ～ 9月 8日 | 基本計画(素案)に対する各課ヒアリング |
| 9月27日 | 第5回総合計画委員会開催(基本構想素案の作成) |
| 9月28日 | 第3回総合計画審議会開催(基本構想素案の審議) |
| 10月12日 | 第6回総合計画委員会開催(審議会意見の報告、基本計画素案修正案の検討) |
| 10月20日 | 第7回総合計画委員会開催(基本計画素案修正案に対する各課意見の検討) |
| 10月30日 | 第8回総合計画委員会開催(基本構想素案に対する審議会意見の検討) |
| 11月 6日 | 第4回総合計画審議会開催(基本構想素案の審議) |
| 11月27日 | 第5回総合計画審議会開催(基本構想答申案の策定) |
| 11月30日 | 総合計画基本構想を市長に答申 |
| 12月 4日 | 第9回総合計画委員会開催(基本構想答申の報告、基本計画素案の検討) |
| 12月22日 | 第10回総合計画委員会開催(基本計画素案の作成) |
| 12月22日 | 第6回総合計画審議会開催(基本計画素案の審議) |
| 12月27日 | 富田林市総合計画基本構想を市議会で議決 |
| 平成8年 1月 | 小学6年生対象の作文募集 |
| 1月19日 | 第7回総合計画審議会開催(基本計画素案の審議) |
| 1月31日 | 第8回総合計画審議会開催(基本計画素案の審議) |
| 2月 1日 | 市広報で基本構想を公表し市民の意見を募集 |
| 2月14日 | 第9回総合計画審議会開催(基本計画素案の審議) |
| 3月13日 | 第11回総合計画委員会開催(審議会経過報告) |
| 3月19日 | 市民懇談会(市役所) |
| 3月21日 | 市民懇談会(金剛ふれあいホール) |
| 3月26日 | 第1回総合計画審議会小委員会(基本計画素案第1章の審議) |
| 4月 5日 | 第2回総合計画審議会小委員会(基本計画素案第2章の審議) |
| 4月18日 | 第3回総合計画審議会小委員会(基本計画素案第3・4章の審議) |
| 4月24日 | 第4回総合計画審議会小委員会(基本計画素案第5章の審議) |
| 4月30日 | 第5回総合計画審議会小委員会(基本計画素案第6章・計画実現の審議) |
| 5月 7日 | 第6回総合計画審議会小委員会(基本計画素案全体の整理) |
| 5月13日 | 第10回総合計画審議会開催(基本計画答申案の審議・策定) |
| 5月22日 | 総合計画基本計画を市長に答申 |
| 5月28日 | 第12回総合計画委員会開催(基本計画答申の報告) |